

「あいちの教育ビジョン2020 第三次愛知県教育振興基本  
計画 」について

このことについて、「あいちの教育ビジョン2020 第三次愛知県教育  
振興基本計画 」を策定したいので、別紙案を添えて請議します。

平成28年2月8日提出

教育長 野村道朗

#### 説明

この案を提出するのは、教育を取り巻く課題や変化する社会の動向に対応し、  
さらに愛知の教育を推進していくため、本県が今後取り組むべき方向を示すた  
めに、必要があるからである。

## 第三次愛知県教育振興基本計画の策定について

### 1 計画の名称

「あいちの教育ビジョン2020 第三次愛知県教育振興基本計画」

### 2 計画の策定主体

愛知県・愛知県教育委員会

### 3 計画の性格

教育基本法第17条第2項に規定する本県の教育振興基本計画

なお、本計画の「基本理念」と「『あいちの人間像』を実現する五つの基本的な取組の方向」の部分が、愛知県総合教育会議での協議を経て、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく本県知事の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置づけられる予定である。

### 4 計画期間

平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間

### 5 今後の予定

平成28年2月9日 第4回愛知県総合教育会議の開催

## はじめに

### 1 策定の趣旨

- 平成 19 年4月、本県初の教育の総合的な計画である「あいちの教育に関するアクションプラン」を策定
- 平成 23 年6月、「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」を策定
- この約8年の間に、情報通信技術の進展、社会・経済のグローバル化の進展等、子どもたちを取り巻く社会は、今までにないスピードで変化している。
- 新たな計画の策定に当たっては、従来の基本理念を継承しつつ、新たな課題や今後進むことが求められる資質・能力を踏まえる。また、教育に関する大綱との整合性を図る。

### 2 計画の性格

- 教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画
- 本計画における「基本理念」と『あいちの人間像』を実現する五つの基本的な取組の方向」を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」とする。

### 3 計画期間

平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間

## 第1章 あいちの教育がめざす姿

### 1 基本理念

基本理念：「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現

〈めざす「あいちの人間像」〉

#### 【共に生きる】

自他の命を大切にし、多様な人々の存在を尊重して生きることのできる人間

（国籍の違い、言葉の違い、文化や生活習慣の違い、障害の有無、性別等に左右されることなく、一人の人間として多様な存在を尊重し、共に生きようとする心を持った人間）

#### 【自分を生かす】

互いに切磋琢磨し、自らの力を社会に生かすことのできる人間

（価値観が多様化する社会の中で、互いに磨き合って自分の持った力を高め、その力をこれからの社会に生かしていくことのできる人間）

#### 【学び続ける】

生涯にわたって健やかな体と心をつちかい、学び続けることのできる人間

（新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増している社会の中で、自分のさらなる成長を信じて学び続けることができる人間）

#### 【あいちを創る】

あいちの伝統と文化、「ものづくりの精神」を継承し、新たな価値を生み出すことのできる人間

（ものづくりに携わり発展させてきた人々の「創意工夫」「堅実さ」「まじめさ」「根気強さ」「緻密さ」などの精神を大切に、次の時代に向けて新たな価値を生み出すことのできる人間）

#### 【世界にはばたく】

次代を展望し、世界に視野を広げ活動することのできる人間

（グローバル社会において、自身のアイデンティティと物事を多面的に捉える見方や考え方を身に付け、これからのあいちや世界を担っていく気概と意欲を持って活動することができる人間）

## 2 「あいちの人間像」を実現する五つの基本的な取組の方向

### (1) 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

一人一人の能力・適性や生活環境の違いなどに応じたきめ細かな教育に努め、子どもたちに確かな学力を身に付けさせるとともに、自己実現に向かって粘り強く努力しようとする思いを育みます。

### (2) 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます

発達段階に応じて、命を大切に作る心や他人を思いやる心、人権を尊重する心などを育て、社会の一員として多様な人々と手を携えて生きていける、豊かな人間性を育みます。

### (3) 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます

家庭教育・幼児教育・学校教育を通して健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって安全で健康な生活を営むための基礎を培います。

### (4) 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します

キャリア教育をはじめ、子どもたちが将来生きていくうえでの羅針盤となる教育を充実させ、社会の激しい変化の中でも自分自身をしっかりと持って未来のあいちを担っていく人材を育てます。

### (5) 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます

子どもたちが、学ぶ喜びと学ぶ意味を感じられるよう、教職員の資質向上、教職員が子どもたちと向き合うための条件整備、学校施設・設備の整備等に努めます。

## 3 基本的な取組を推進するに当たっての四つの視点

### (1) 生きる力を育む家庭・地域・学校の取組の連携強化

- 家庭は、全ての教育の出発点として最も大切な場であり、家庭教育は、第一義的に保護者が責任を負うものです。その役割を果たせるように、地域や学校は家庭をサポートします。
- 地域は、様々な立場や年代、考えの人々の集まりであり、子どもたちが多くの人々との関わりの中で、社会性を学ぶ大切な場です。その役割を果たせるように、家庭や学校は地域との関わりを深めます。
- 学校は、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体の、いわゆる「生きる力」を育てる不易の役割を持つ場です。その役割を果たせるように、家庭や地域は学校を応援します。

### (2) 学校種・学校設置者の枠を越えた学びの連続性の重視

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学びは、それぞれの学校だけで完結するものではなく、学校種間の系統性を持って継続的に進めるべきものです。子どもの学びの連続性という観点から、市町村内、中学校区内を中心にどのように協働できるかを考え、そのための仕組みをつくっていきます。
- 「どの学校設置者の学校に通う子どもも、同じあいちの子ども」ということを基本的な認識として共有することが必要です。それぞれの学校教育目標や建学の精神を踏まえつつ、国立・公立・私立という学校設置者の枠を越えて「あいちの人間像」の実現を目指します。

### (3) 教育委員会・首長部局・関係機関相互の連携

- 多様化・複雑化している学校の教育活動に対しては、学校や教育委員会だけでは対応が難しく、首長部局や多くの関係機関との連携・協働が必要なケースも増えてきています。これからは、教育委員会・首長部局、関係機関が連携しながら学校を支えていくことが一層必要であり、教育委員会はその仕組みづくりや働きかけを行っていきます。

### (4) 国籍・言葉・文化等の違いを越えた多様性の尊重

- 今後、グローバル化は一層進展すると考えられており、国籍、言葉、文化、性別等の違いによって差別されない、それぞれの多様性が尊重される社会の実現に向けて、全ての県民が努力していく必要があります。学校においても、どの子どもも自分らしく生きられるよう、子どもたちの多様性が尊重される教育を推進していきます。

## 第2章 取組の柱と施策の展開

### 取組の柱と施策の展開

#### 【五つの基本的な取組の方向】

#### (1) 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

取組の柱	施策の展開
(1) 個に応じたきめ細かな指導の充実	① 指導改善の推進 ② 少人数教育等学びの環境の整備
(2) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり	① 新しい公立高等学校入学者選抜の導入、総合学科の新たな設置、昼間定時制・単位制高校の設置、定時制・通信制教育の充実、私立学校への支援 ② フリースクール等民間教育施設との連携、中学校夜間学級等学び直しの機会充実
(3) 特別支援教育の充実	① 一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導の充実 ② 特別支援学校の教育環境の整備及び通学環境の改善 ③ インクルーシブ教育システムの構築 ④ 関係機関と連携した就労支援
(4) 外国語教育の推進	① 外国語や外国文化を学ぶ機会の充実 ② 英語教育の一層の充実 ③ 教員研修の充実
(5) 理数教育の推進	① 高等学校での高度な理数教育の推進 ② 科学技術への関心を高める取組の推進 ③ 理科授業の充実
(6) 情報教育の充実	① 情報活用能力の育成 ② 学校の情報化の推進
(7) 日本語指導が必要な子どもたちへの支援の充実	① 受入体制の整備への支援 ② 日本語指導に関わる教員の資質の向上 ③ 地域における日本語学習への支援 ④ 保護者に対する働きかけの推進
(8) 貧困状態にある子どもたちへの支援の充実	① 学校教育による学力保障の充実 ② 学校を窓口とした福祉関係機関との連携、相談体制の充実 ③ 教育費負担の軽減 ④ 学習支援の推進 ⑤ 子どもの就労支援

#### (2) 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます

取組の柱	施策の展開
(9) 道徳教育の充実	① 命を大切に教育の充実 ② 道徳の授業を核とした道徳教育の充実 ③ 情報モラル教育の充実
(10) 人権教育の推進	① 人権啓発の推進と人権に関する指導の充実 ② 社会福祉に貢献できる人材の育成
(11) いじめ・不登校等への対応の充実	① 未然防止と早期発見 ② 教育相談体制の充実 ③ 学校と関係機関との連携
(12) 主権者教育の推進	① 主体的に社会参画する活動の推進 ② 政治的教養を育む指導の充実

#### (3) 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます

取組の柱	施策の展開
(13) 家庭教育・子育ての支援の充実	① 家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実 ② 子育て家庭への支援
(14) 幼児教育の充実	① 幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の実践力向上 ② 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上 ③ 小学校との連携強化
(15) 健康教育・食育の推進	① 心身の健康づくりの充実 ② 学校における食育の充実
(16) 学校体育の充実	① 授業や体育的活動の充実 ② 地域連携による体育的活動の充実
(17) 安全教育の推進	① 安全に向けた実践的な活動の充実 ② 安全に関する人材の育成

(4) 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します

取組の柱	施策の展開
(18) 社会人・職業人としての自立に向けたキャリア教育の推進	① キャリア教育推進体制の充実 ② 学校でのキャリア教育の充実 ③ 産業教育の充実 ④ 女性の活躍促進に向けた教育の充実
(19) グローバル化への対応の推進	① 諸外国の文化や日本の伝統・文化・地理・歴史についての理解を深める教育の充実 ② 英語を始めとした語学力を高める教育の充実 ③ 多文化共生に向けた教育の充実
(20) 環境教育・ESDの推進	① 環境について学ぶ機会の充実 ② ESDの推進
(21) 「オリンピック・パラリンピック教育」の推進	① オリンピック・パラリンピックそのものについての学びの充実 ② オリンピック・パラリンピックを通じた学びの推進
(22) 伝統文化・文化財の継承と新たな文化の創造	① 伝統文化や文化財に親しむ機会の充実 ② 伝統文化・文化財の保存・継承・魅力発信 ③ 芸術創造・発信機能の強化 ④ 文化芸術の担い手・支え手づくり ⑤ 県民、NPO、ボランティア、企業等が協働した多様な交流・創造の実現
(23) 生涯学習・スポーツの推進	① 生涯にわたって学ぶ環境の充実 ② 読書に親しむ態度の育成 ③ スポーツに参加する機会の充実 ④ 男女共同参画の推進

(5) 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます

取組の柱	施策の展開
(24) 教員の養成・採用・研修の改善	① 大学との連携による人材の養成 ② 優秀な教員の確保に向けた多様な選考の推進 ③ 「わかる授業」の実現や多種多様な課題への対応に向けた研修の拡充 ④ 教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化
(25) 開かれた学校づくりと多忙化解消への支援	① 地域による学校への支援体制づくりの推進 ② 地域人材の活用 ③ 学校を核とした地域づくり ④ 異なる学校種間・設置者間の連携 ⑤ へき地教育の振興 ⑥ 教員の多忙化解消に向けた取組の推進 ⑦ 教職員のメンタルヘルス対策の推進
(26) 学校施設・設備の充実	① 学校施設の耐震化や防災機能の強化 ② 老朽化対策を軸とした施設整備の推進 ③ 「ものづくり愛知」を支える理科教育・産業教育環境の充実 ④ ICT機器などの教育環境の整備 ⑤ 特別な支援を要する子どものための教育環境の充実 ⑥ 生徒のニーズや人口減少地域に配慮した県立高等学校の配置
(27) 大学等高等教育の振興	① 大学との連携による教育活動の充実 ② 県立の大学の充実
(28) 私立学校の振興	① 私立学校に対する助成 ② 私立学校に通う生徒の保護者負担の軽減 ③ 公私の連携 ④ 多様な教育を受ける機会の確保